

第76回定時株主総会招集ご通知に 際してのインターネット開示事項

- 1** 事業報告の「会計監査人に関する事項」
- 2** 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- 3** 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- 4** 連結計算書類の「連結注記表」
- 5** 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- 6** 計算書類の「個別注記表」

生化学工業株式会社

上記事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.seikagaku.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供したものとみなされる情報です。

1 会計監査人に関する事項

I. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

II. 会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
(1) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	69
(2) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	69

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の(1)にはこれらの合計額を記載しております。
2. 上記の(1)には、連結子会社アソシエーツ オブ ケープ コッド インクの監査のための報酬が含まれております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

III. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

② 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

I. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は、以下のとおりです。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人（以下、「役職員」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ社会的責任を果たすために、SKKグループコンプライアンス行動規範を定め、それを役職員に周知徹底させる。
- ② 社長を委員長、経営会議メンバーを委員とするコンプライアンス推進委員会は、コンプライアンス・プログラムに基づくコンプライアンス推進施策を承認し、その実施状況を監督する。
- ③ 社内外の研修等を通じて役職員の知識を深め、コンプライアンスの意識を高める。
- ④ 役職員からの内部通報等を受け付けるため、外部の弁護士を含む複数の相談窓口を設置し、問題の早期発見・解決を図る観点から匿名相談にも対応する。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断するとともに、反社会的勢力による不当要求を拒絶する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、契約書、その他業務の執行状況を示す主要な文書（電磁的記録を含む）は、文書管理規定により保存及び管理する。
- ② 取締役は、上記の文書を常時閲覧できる。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営リスク管理規定を定め、業務執行に係るリスクの把握と管理を行う体制を整備する。
- ② 各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。
- ③ リスク管理担当役員である管理部門管掌取締役を委員長、各部門の管掌役員を主たる委員とするリスク管理委員会を設置し、リスク予防施策を審議するとともに、重大な経営リスクが顕在化したときには、対策本部を設置し、被害を最小限にするための対策を講じる。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を原則として毎月開催し、重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行う。
- ② 取締役会の効率化を図るため、常勤取締役及び執行役員が参加する経営会議を原則として毎週開催し、取締役会が決定した基本方針に基づき経営の重要な事項を審議、決定する。
- ③ 取締役会において中期経営計画及び単年度事業計画の策定、同計画に基づく部門毎の業績目標設定を行い、月次業績を管理する。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社管理規定に従い関係会社統括部署を置き、子会社の業務が適正かつ効率的に行われることを確保するために、財務状況、経営リスク及びコンプライアンスに関する重要な事項その他の事項について当社への定期的な報告を求めるほか、重要事項については当社取締役会が承認する。
- ② 当社の取締役または管理職等である使用人を重要な子会社の非常勤取締役に選任し、業務執行状況を監督する。
- ③ 監査部は、定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を社長及び監査役に報告する。
- ④ 監査役は、定期的に子会社の調査を行い、その結果を社長に報告する。
- ⑤ 当社は、子会社の業務執行に係るリスクを把握するとともに、損失の危険の管理を行う体制を整備する。
- ⑥ 当社は、子会社のコンプライアンス体制の整備状況及び運用状況について指導・監督する。

(6) 当社の監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査の実効性を確保するため、必要に応じて監査部に監査役の職務を補助する使用人を置くこととする。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役は、監査役の職務を補助する使用人の選定、異動、評価、処分に関しては、監査役の同意を得る。

(8) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査の実効性を確保するため、監査役に、監査役の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権を与えるとともに、当該補助使用人に対して、必要な調査権限・情報収集権限を付与する。

(9) 当社の監査役への報告に関する体制

① 当社の役職員は、監査役に対して以下の報告をする。

イ. 取締役会、経営会議等において経営の状況及び事業の遂行状況

ロ. 法令・定款に違反する重大な事実、その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときはその事実

② 当社の役職員は、監査役に対して稟議書、経理伝票等会社の経営に関わる重要書類を回付する。

③ 子会社の役職員は、監査役に対し、子会社の業務執行及び子会社における課題等の状況について報告する。

④ 当社及び子会社の役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

(10) 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行により発生する費用を支弁するため、毎年一定額の予算を設けるとともに、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役と監査役は相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を持つ。

② 取締役は、監査役と監査部、子会社取締役、会計監査人等との意思疎通、情報の収集・伝達が適切に行われるよう協力する。

(13) 財務報告の信頼性を確保するための体制

社長の指示の下、経理部及び監査部を主たる部門として、財務報告の信頼性を確保するための体制を整備し、運用する。

Ⅱ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における主な運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制に関する運用状況

コンプライアンス推進委員会を2回開催し、各推進施策の決定及び実施状況を監督するとともに、相談窓口制度の年間運用状況に関する報告を受け、同制度が適切に機能していることを確認しました。

本委員会において定める年間活動方針に従いSKKグループコンプライアンス行動規範の理解促進研修を継続的に行ったほか、販売情報提供活動に関する社内講習会や反社会的勢力排除の重要性を再認識する研修等を通じて、社内における規律意識の向上を図り、コンプライアンスの実効性確保に努めました。

また、改正医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）の施行による社内体制の整備に加え、改正個人情報保護法に準拠した管理体制の導入や関連諸規定を改訂するとともに、社内周知及び教育を行い、法令遵守の徹底を図りました。

(2) リスク管理体制等に関する運用状況

リスク管理委員会において、全社リスクの予防措置に関する進捗状況を確認するとともに、特に対応すべき主要課題を審議し、リスク低減に向けた施策を推進しました。さらに、全社リスク一覧の精度を向上させるためにリスク評価方法を見直したほか、リスク対策の妥当性を適切に評価するリスクヒートマップを整備し、評価結果の視覚化を図りました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、経営リスク管理規定に基づいて設置した対策本部の活動を継続し、在宅勤務の促進や社内での感染防止対策など役職員の安全を確保する施策のほか、事業継続に対する諸施策を講じました。

(3) 取締役の効率的な職務執行体制に関する運用状況

取締役会を14回開催し、重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行うとともに、月次の業務執行報告を受け、中期経営計画及び当期事業計画に照らし、その進捗を管理しました。なお、新型コロナウイルス感染症拡大のなか、安全を確保しつつ取締役会を滞りなく開催するためにリモート会議システムを活用しました。

また、取締役会の審議活性化のために、取締役会資料の改善を継続したほか、原則として会日の3日前までに資料を配布し、取締役による事前の検討時間を確保しました。さらに、社外取締役に対する重要議案の事前説明や要請に応じた資料提供、補足説明を適宜行ったほか、経営課題や研究テーマに関する会合に社外取締役が参加するなど、情報共有を促進するとともに、意見を伺う機会を設けました。

経営会議を36回開催し、取締役会が決定した方針に基づき、業務執行上の施策を審議・決定するとともに、経営上の問題点の把握及び対処方法の決定等を迅速に行いました。

(4) 子会社の管理に関する運用状況

子会社の業務が適正かつ効率的に行われることを確保するために、重要な子会社の経営状況及び財務状況に関する月次報告、並びにコンプライアンス及びリスクの管理状況に関する年次報告を精査し、適切な管理を実施しました。なお、上記報告につきましては、監査役にも回付し情報共有を図っています。

また、当社の役職員を重要な子会社の取締役に選任し、同社の取締役会に出席することにより、同社の業務が適正かつ効率的に遂行されるよう指導・監督を行いました。

経理部は、重要な子会社の財務状況及び決算に関する調査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しました。

(5) 監査役の職務執行に関する運用状況

常勤監査役は、取締役会、経営会議、コンプライアンス推進委員会及びリスク管理委員会等の重要な会議に出席することにより、経営状況及び事業の遂行状況に関する報告を受け、必要に応じて質問・助言を行いました。

監査役会を15回開催するとともに、監査役が代表取締役社長、会計監査人及び監査部とそれぞれ定期的な会合を行ったことに加え、年間計画に従い管掌役員や子会社役員、各部署長へのヒアリングを実施することにより、監査の有効性、効率性を高めることに努めました。なお、新型コロナウイルス感染症拡大のなか、安全を確保しつつ監査役会を滞りなく開催するためにリモート会議システムを活用しました。

また、社外監査役に対する取締役会の重要議案の事前説明や要請に応じた資料提供、補足説明を適宜行ったほか、経営課題や研究テーマに関する会合に社外監査役が参加するなど、情報共有を促進するとともに、意見を伺う機会を設けました。

(6) 財務報告の信頼性確保に関する運用状況

監査部は、各部署を対象とした内部統制の有効性に関するヒアリングの実施や、重要な決裁書類及び経理伝票等の精査・検証を通じて、内部統制評価を行い、財務報告の信頼性が確保されていることを確認しました。また、その結果を代表取締役社長及び監査役会に報告しました。

③ 連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,840	5,301	51,214	△606	59,749
当期変動額					
剰余金の配当			△1,633		△1,633
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,733		3,733
自己株式の取得				△221	△221
自己株式の処分		△8		26	17
自己株式処分差損の振替		8	△8		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	2,091	△195	1,896
当期末残高	3,840	5,301	53,305	△802	61,645

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 定 額	退 職 給 付 に 関 連 する 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当期首残高	3,624	△29	△36	296	3,854	63,604
当期変動額						
剰余金の配当						△1,633
親会社株主に帰属する 当期純利益						3,733
自己株式の取得						△221
自己株式の処分						17
自己株式処分差損の振替						-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△411	△72	1,287	36	839	839
当期変動額合計	△411	△72	1,287	36	839	2,736
当期末残高	3,212	△102	1,251	333	4,694	66,340

4 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 5社
- ・ 主要な連結子会社の名称 アソシエーツ オブ ケープ コッド インク
アソシエーツ オブ ケープ コッド インターナショナル インク
アソシエーツ オブ ケープ コッド ヨーロッパ ゲーエムベーハー
ダルトン ケミカル ラボラトリーズ インク等

② 非連結子会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称 三陸加工株式会社、セイカガク ノース アメリカ コーポレーション
- ・ 連結の範囲から除いた理由 三陸加工株式会社及びセイカガク ノース アメリカ コーポレーションは、連結上の総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、連結計算書類に重要な影響を与えないため、連結の範囲に含めておりません。

(注) セイカガク ノース アメリカ コーポレーションは、当連結会計年度に設立しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・ 会社の名称 三陸加工株式会社、セイカガク ノース アメリカ コーポレーション
- ・ 持分法を適用しない理由 三陸加工株式会社及びセイカガク ノース アメリカ コーポレーションは、連結上の当期純利益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法を適用しておりません。

(注) セイカガク ノース アメリカ コーポレーションは、当連結会計年度に設立しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

アソシエーツ オブ ケープ コッド インク他4社の連結子会社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 主に移動平均法による原価法

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商品

主に移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・ 製品（半製品を含む）、原材料、仕掛品、貯蔵品

主に総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物15～50年、機械装置3～15年であります。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法により償却しております。

ハ. リース資産

・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法により償却しております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、当連結会計年度末における支出見込額を計上しております。

④収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識に関する注記」に記載のとおりです。

⑤その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

ロ. 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」に含めて計上しております。

ハ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

二. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、15年の定額法により償却しております。

ホ. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理方法は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社の医薬品事業において、従来、販売手数料等の顧客に支払われる対価を販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、「収益認識会計基準」等の適用により、これら顧客に支払われる対価は売上高から控除することに変更しました。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」に含めて表示しております。

「収益認識会計基準」等の適用については、収益認識に関する会計基準第84項に定める原則的な取扱いに従って、新たな会計方針を過去の期間の全てに遡及適用しております。

この結果、当期首利益剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える重要な影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

国内医薬品	11,447	百万円
海外医薬品	7,652	百万円
医薬品原体・医薬品受託製造	2,607	百万円
ロイヤリティー	3,989	百万円
L A L	9,155	百万円
合計	34,851	百万円

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

①医薬品等販売による収益

当社グループは、医薬品などの製造・仕入及び販売を主な事業内容としており、これら製商品の販売については、製商品の引渡時点において顧客が支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に製商品を引き渡した時点で収益を認識しております。これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

② ライセンス供与による収益

当社グループは、当社グループの開発品または製品に係るライセンスの供与による収益(契約一時金、マイルストーン及び売上高ベースのロイヤリティーに係る収益)を認識しております。

契約一時金及びマイルストーンに係る収益は、ライセンスの供与時点において、顧客が当該ライセンスに対する支配を獲得することで当社グループの履行義務が充足されると判断した場合、当該時点で収益を認識し、また、売上高ベースのロイヤリティーに係る収益は、算定基礎となる顧客の売上が発生した時点で収益を認識しております。

③ 受託試験サービスの提供による収益

当社グループは、顧客に対する受託試験サービス活動を完了した時点において、当社グループの履行義務が充足されると判断していることから、受託試験サービスの完了時点で収益を認識しております。

4. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

製品の開発から販売に至るまでの各マイルストーンの達成に応じて受領するマイルストーン型ロイヤリティー収入について、従来、営業外収益に表示しておりましたが、当連結会計年度の期首より売上高に表示する方法に変更しております。この変更は、当該ロイヤリティーの重要性が増していることから、売上高として表示すべき内容をあらためて見直した結果、営業外収益ではなく売上高として表示することが営業活動の成果をより明瞭に表示することになると判断したことによるものであります。

なお、当連結会計年度のロイヤリティー計上額は3,989百万円、前連結会計年度のロイヤリティー計上額は718百万円であります。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

69百万円（繰延税金負債と相殺前金額 80百万円）

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に従い、将来減算一時差異のうち、回収可能と判断されたものについて繰延税金資産を計上しております。回収可能性は、事業計画を基礎とした将来の収益力及びタックス・プランニングに基づく将来課税所得により判断しております。

ロ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、医薬品売上高における価格の変動、販売数量見込及び研究開発費の予測であります。価格の変動は、過去の実績及び薬務行政の動向を勘案して見積っております。販売数量見込は、販売提携先から提示される販売予測、過去の実績、在庫状況を勘案して予測しております。研究開発費につきましては、研究開発活動と治験の進捗状況

から見積っております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、医薬品事業を取り巻く外部環境、将来の不確実な経済状況の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、当連結会計年度の連結計算書類に計上した繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

(2) のれん

①当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

2,093百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ダルトンケミカルラボラトリーズインクとの企業結合で生じたのれんは、企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資産グループである医薬品事業に帰属しております。

のれんの減損の兆候の識別、減損損失の認識の判定及び測定は、のれんが帰属する事業に関連する資産グループにのれんを加えた、より大きな単位で行います。

将来の予測不能な経営環境の変化や事業計画の変更により、減損の兆候が生じた場合には、減損損失の認識の判定の結果、貸借対照表計上額を上限とする減損損失の計上により、業績に影響を及ぼす可能性があります。

減損損失の認識の判定にあたっては、将来の市場や経済全体の成長率等の経営環境及び売上成長率や費用見込等を含む当社事業計画などの当社内外の仮定や前提に基づいて将来キャッシュ・フローを見積ります。

のれんが帰属する事業に関連する資産グループの減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額と、のれんを含むより大きな単位から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を比較し、前者が後者を上回る場合には、減損損失を認識します。

6. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 39,167百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 56,814,093株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

イ. 2021年6月22日開催の第75回定時株主総会決議による普通株式の配当に関する事項

・配当金の総額 790百万円

・1株当たり配当額 14円00銭

・基準日 2021年3月31日

・効力発生日 2021年6月23日

ロ. 2021年11月9日開催の取締役会決議による普通株式の配当に関する事項

・配当金の総額 843百万円

・1株当たり配当額 15円00銭

・基準日 2021年9月30日

・効力発生日 2021年12月2日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
2022年6月21日開催の第76回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額 843百万円

・1株当たり配当額 15円00銭

・基準日 2022年3月31日

・効力発生日 2022年6月22日

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,179円46銭

(2) 1株当たり当期純利益 66円32銭

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループでは、手元資金を研究開発や設備投資等将来の事業に対する待機資金と位置づけ、元本確保を第一優先に預金・有価証券及び投資有価証券で運用しております。

なお、デリバティブ取引は後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、格付及び流動性の高い確定利付債券を中心に、株式・投資信託等に分散させることにより、リスク管理を行っております。また代表取締役等で構成する委員会において投資方針の指示を行うとともに定期的に運用状況のチェックを行っております。

借入金及びリース取引の使途は設備投資資金等であります。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権に関する将来の為替変動リスクのヘッジを目的とした為替予約取引であり、取引権限等を定めた為替リスクヘッジ取引管理規定に従い実施しております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 受取手形	49	49	－
② 売掛金	5,983	5,983	－
③ 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	23,366	23,366	－
資産計	29,398	29,398	－
① 買掛金	680	680	－
② 短期借入金	300	300	－
③ 未払金	3,458	3,458	－
④ 未払法人税等	308	308	－
⑤ リース債務	93	92	1
負債計	4,840	4,839	1
デリバティブ取引(*)	△102	△102	－

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2 の時価：レベル1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時 価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券及び投資有価証券				
<u> </u> 其他有価証券				
株式	7,438	—	—	7,438
国債	367	—	—	367
社債	—	6,083	—	6,083
資産計	7,806	6,083	—	13,890
デリバティブ取引				
通貨関連	—	102	—	102
負債計	—	102	—	102

(注)時価算定適用指針第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は9,476百万円であります。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時 価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
受取手形	—	49	—	49
売掛金	—	5,983	—	5,983
資産計	—	6,032	—	6,032
買掛金	—	680	—	680
短期借入金	—	300	—	300
未払金	—	3,458	—	3,458
未払法人税等	—	308	—	308
リース債務	—	92	—	92
負債計	—	4,839	—	4,839

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。社債の時価については、市場価格（売買参考統計値等）から算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約等の振当処理によるものは、予定取引に係るものを除き、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載しております（下記「受取手形及び売掛金」参照）。

受取手形及び売掛金

これらの時価は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

買掛金、短期借入金、未払金並びに未払法人税等

これらの時価は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

この時価は、元金金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、資本効率と株主還元の上昇を図るため、2022年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得をすることを決議いたしました。

(1)取得する株式の種類

当社普通株式

(2)取得する株式の総数

2,000,000株（上限）

(3)株式の取得価額の総額

1,500百万円（上限）

(4)取得の期間

2022年5月16日から2022年12月30日

(5)取得の方法

東京証券取引所における市場買付

11. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症について、今後の広がり方や収束時期を予測することは困難ですが、当連結会計年度における当社グループの事業活動へ与える影響は限定的であります。したがって、当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であると仮定して会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化・深刻化し、当社グループの事業活動に支障が生じる場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5 株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
						別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	3,840	5,301	-	5,301	705	45,409	△408	45,706	△606	54,241
当期変動額										
剰余金の配当							△1,633	△1,633		△1,633
当期純利益							2,496	2,496		2,496
自己株式の取得									△221	△221
自己株式の処分			△8	△8					26	17
自己株式処分差損の振替			8	8			△8	△8		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	854	854	△195	658
当期末残高	3,840	5,301	-	5,301	705	45,409	445	46,560	△802	54,900

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	3,624	△29	3,594	57,836
当期変動額				
剰余金の配当				△1,633
当期純利益				2,496
自己株式の取得				△221
自己株式の処分				17
自己株式処分差損の振替				-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△411	△72	△484	△484
当期変動額合計	△411	△72	△484	174
当期末残高	3,212	△102	3,110	58,010

6 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 関係会社株式 移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）
市場価格のない株式等 主に移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・ 製品（半製品を含む）、原材料、仕掛品、貯蔵品
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物15～50年、機械及び装置4～8年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法により償却しております。

③ リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

- ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4)収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識に関する注記」に記載のとおりです。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(7) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社の医薬品事業において、従来、販売手数料等の顧客に支払われる対価を販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、「収益認識会計基準」等の適用により、これら顧客に支払われる対価は売上高から控除することに変更しました。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当事業年度より「受取手形」、「売掛金」に含めて表示しております。

「収益認識会計基準」等の適用については、収益認識に関する会計基準第84項に定める原則的な取扱いに従って、新たな会計方針を過去の期間の全てに遡及適用しております。

この結果、当期首繰越利益剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える重要な影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

① 医薬品等販売による収益

当社は、医薬品などの製造・仕入及び販売を主な事業内容としており、これら製商品の販売については、製商品の引渡時点において顧客が支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に製商品を引き渡した時点で収益を認識しております。これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

② ライセンス供与による収益

当社は、当社の開発品または製品に係るライセンスの供与による収益(契約一時金、マイルストーン及び売上高ベースのロイヤリティに係る収益)を認識しております。

契約一時金及びマイルストーンに係る収益は、ライセンスの供与時点において、顧客が当該ライセンスに対する支配を獲得することで当社の履行義務が充足されると判断した場合、当該時点で収益を認識し、また、売上高ベースのロイヤリティに係る収益は、算定基礎となる顧客の売上が発生した時点で収益を認識しております。

4. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

製品の開発から販売に至るまでの各マイルストーンの達成に応じて受領するマイルストーン型ロイヤリティー収入について、従来、営業外収益に表示しておりましたが、当事業年度より売上高に表示する方法に変更しております。この変更は、当該ロイヤリティーの重要性が増していることから、売上高として表示すべき内容をあらためて見直した結果、営業外収益ではなく売上高として表示することが営業活動の成果をより明瞭に表示することになると判断したことによるものであります。

なお、当事業年度のロイヤリティー計上額は3,989百万円、前事業年度のロイヤリティー計上額は718百万円であります。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の貸借対照表に計上した金額

－百万円（繰延税金負債と相殺前金額 557百万円）

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に従い、将来減算一時差異のうち、回収可能と判断されたものについて繰延税金資産を計上しております。回収可能性は、事業計画を基礎とした将来の収益力及びタックス・プランニングに基づく将来課税所得により判断しております。

ロ. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、医薬品売上高における価格の変動、販売数量見込及び研究開発費用の予測であります。価格の変動は、過去の実績及び業務行政の動向を勘案して見積っております。販売数量見込は、販売会社から提示される販売予測、過去の実績、在庫状況を勘案して予測しております。研究開発費につきましては、研究開発活動と治験の進捗状況から見積っております。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、医薬品事業を取り巻く外部環境、将来の不確実な経済状況の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、当事業年度の計算書類に計上した繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

(2) 関係会社株式

①当事業年度の貸借対照表に計上した金額

5,610百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 当年度の計算書類に計上した金額の算出方法

関係会社株式5,610百万円のうち3,809百万円は、エスケケー カナダ エンタープライジズ コーポレーション（以下、エンタープライジズ社）の株式の帳簿価額です。

エンタープライズ社は、2020年3月に買収したダルトン ケミカル ラボラトリーズ インク（以下、ダルトン社）の持株会社であり、主な資産はダルトン社株式です。したがって、エンタープライズ社の株式評価にあたっては、ダルトン社株式の評価を実施しております。

ダルトン社株式の評価にあたり、次の検討を実施しております。

- イ. 買収時の業績予測とその後の実績及び当事業年度末における将来計画との乖離の有無の判定
- ロ. ダルトン社の事業環境の悪化の有無
- ハ. 株式実質価額の評価

将来の予測不能な事業環境の変化により、ダルトン社の財政状態が悪化し、同社の株式の実質価額が著しく低下した場合、貸借対照表計上額を上限とする相当額を減額し、評価差額を損失計上（減損処理）するため、業績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	52百万円
短期金銭債務	47百万円

(2) 取締役、監査役に対する長期金銭債務

取締役、監査役に対する長期金銭債務は、将来の退任時に支給する退職慰労金に係る債務であります。

(3) 有形固定資産減価償却累計額

33,693百万円

(4) 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントラインの総額	4,600百万円
借入実行残高	－百万円
差引借入未実行残高	4,600百万円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	
売上高	49百万円
仕入高	444百万円
その他	696百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 567,822株

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	2,380百万円
みなし配当	283百万円
貯蔵品	258百万円
賞与引当金	196百万円
棚卸資産	131百万円
研究開発委託金	100百万円
その他	422百万円

小計 3,774百万円

評価性引当額 △3,216百万円

繰延税金資産合計 557百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,311百万円
その他	△42百万円

繰延税金負債合計 △1,353百万円

繰延税金負債の純額 △795百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 30.0%

(調整)

税額控除 △5.2%

配当金等益金不算入 △4.0%

評価性引当額の増減 10.4%

その他 1.4%

税効果会計適用後の法人税等の負担率 32.6%

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
				役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及び その近親者	水谷 建	当社代表取 締役 水谷糖質科 学振興財団 理事長	被所有 直接0.8% (直接1.5%) (注) 1	-	-	水谷糖質科 学振興財団 への寄付金 (注) 2	25	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 議決権等の被所有割合の () 書は外書であり、水谷糖質科学振興財団が所有する割合であります。
2. 水谷糖質科学振興財団への寄付金につきましては、第三者のために当社との間で行う取引であります。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	アソシエーツ オブ ケープ コッド インク	直接所有 100%	試薬の仕入・ 販売	配当の受取 (注) 1	462	-	-
子会社	ダルトン ケミカ ル ラボラトリー ズ インク	間接所有 100%	医薬品 受託製造	債務保証 (注) 2	80	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 配当の受取につきましては、剰余金の分配可能額を基礎として決定しております。
2. 同社の銀行借入金（運転資金）に関する債務保証を行ったものであります。

11. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,031円37銭
- (2) 1株当たり当期純利益 44円34銭

1 2. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、資本効率と株主還元の上昇を図るため、2022年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得をすることを決議いたしました。

(1)取得する株式の種類

当社普通株式

(2)取得する株式の総数

2,000,000株（上限）

(3)株式の取得価額の総額

1,500百万円（上限）

(4)取得の期間

2022年5月16日から2022年12月30日

(5)取得の方法

東京証券取引所における市場買付

1 3. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症について、今後の広がり方や収束時期を予測することは困難ですが、当事業年度における当社の事業活動へ与える影響は限定的であります。したがって、当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であると仮定して会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化・深刻化し、当社の事業活動に支障が生じる場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。